社会福祉法人 室蘭福祉事業協会法人印規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人室蘭福祉事業協会(以下「法人」という。)における法人印(以下「協会印」という。)の制定、管守及び使用、その他協会印に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(協会印の種類等)

第2条 協会印の名称、形状、寸法、個数、保管場所及び使用区分は、別表1及び別表2のとおりとする。

(管守者)

- 第3条 協会印の保管及び使用の責任者として、協会印管守者をおく。
- 2 協会印、理事長印は常務理事、各施設の協会印管守者は別表に定める保管場所の長とする。

(管守)

- 第4条 協会印は常に堅固な容器に納め、原則として施錠して管守しなければならない。
- 2 協会印及び理事長印は常務理事の承認を受けた場合のほか、管守する場所以外に持出してはならない。

(協会印台帳)

第5条 事務局長は、協会印台帳(別記第1号様式)を備え、協会印を登録しなければならない。

(協会印の使用)

- 第6条 協会印は法人の法人文書以外に使用してはならない。
- 2 協会印を使用しようとする時は、常務理事又は各施設長に決裁文書及び施行文書を示し、その承認を受けなければならない。

(協会印の事故届)

第7条 常務理事及び各施設長は協会印を亡失、又はき損し、その他協会印に事故が生じたときは、 すみやかに協会印事故届(別記第2号様式)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

附則

- 1 この規程は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。
- 1 この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成6年4月25日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成 12 年 6 月 29 日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

協 会 印

協会印の名称	保管場所	形状 寸法	個数	使 用 区 分	
社会福祉法人 室蘭福祉事業協会之 印福祉事業協 事務		正方形 23	1	協会名を用いる 法 人 文 書 用	

職

協会印の名称	保管場所	形状	寸法	個数	使 用 区 分
社 会 福 祉 法 人 室蘭福祉事業協会 理 事 長 之 印	福 祉 事 業 協 会 事 務 局	円形	直径 18 mm	1	法人文書用
社 会 福 祉 法 人室蘭福祉事業協会理 事 長 之 印	福 祉 事 業 協 会 事 務 局	正方形	30 mm	1	辞 令 用
社 会 福 祉 法 人室蘭福祉事業協会理 事 長 之 印	福 祉 事 業 協 会 事 務 局	正方形	14 mm	1	職員証用
双葉保育所長之印	双葉保育所	正方形	18	1	保育所長名を用いる 法 人 文 書 用
常盤保育所長之印	常盤保育所	正方形	24 mm	1	保育所長名を用いる 法 人 文 書 用
楽山保育園長之印	楽 山 保 育 園	正方形	23 mm	1	保育園長名を用いる 法 人 文 書 用
みどり保育園長之印	みどり保育園	正方形	18	1	保育園長名を用いる 法 人 文 書 用
白鳥保育所長之印	白 鳥 保 育 所	正方形	24	1	保育所長名を用いる 法 人 文 書 用
東町保育所長之印	東町保育所	正方形	24 mm	1	保育所長名を用いる 法 人 文 書 用
養護老人ホームあいら ん施設長の印	あいらん	正方形	24	1	養護老人ホームあい らん施設長を用いる 法人文書用
特別養護老人ホーム白鳥ハイツ園長之印	白鳥ハイツ	正方形	24	1	白鳥ハイツ園長名を 用いる法人文書用
地域包括支援センター 白 鳥 ハ イ ツ 所長之印	白鳥ハイツ	正方形	24 mm	1	地域包括支援センター 白 鳥 ハ イ ツ 所長名を用いる 法 人 文 書 用

協会印の名称	保管場所	形状	寸法	個数	使 用 区 分
デイサービスセンター 白 鳥 ハ イ ツ 園長之印	テ゛イサーヒ゛スセンター 白 鳥 ハ イ ツ	正方形	24 mm	1	ディサーヒ、スセンター白鳥ハイツ園長名を用いる法人文書用
特別養護老人ホーム エ ン ル ム ハ イ ツ 園長之印		正方形	24 mm		特別養護老人ホームエンルムハイツ園長名を用いる法人文書用
デイサービスセンター エ ン ル ム ハ イ ツ 園長之印			24	1	ディサーヒ、スセンターエンルムハイツ園長名を用いる法人文書用
エンルムハイツ指定 居宅介護支援事業所 管理者の印		正方形	24 mm	1	エンルムハイツ指定 居宅介護支援事業所 管理者名を用いる 法 人 文 書 用
デイサービスセンター か が や き 園長の印	テ゛イサーヒ゛スセンタ・ エンルムハイツ		24 mm	1	テ゛イサーヒ゛スセンター かがやき園長名を 用いる法人文書用

第1号様式

協 会 印 台 帳

印	影	登録番	뭉	号
		種	類	
		大き	ż	
		登 録 年 月	日	
		登録まっ消年」	月日	

第2号様式

	1	協会	印	事	故	届			
							年	月	日
社会福	社会福祉法人 室蘭福祉事業協会								
理事	事長			殿					
	管守者	職		氏	名				印
1	協会印の種	重類							
2	事故発生の年	月日							
3	事故の内	容							
4	事故処理のてん	まつ							
5	その他必要事	事項							